

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和5年11月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2300021号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第2300002号

第1 結論

請求者のA社における平成8年7月1日から平成9年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年7月から平成9年9月までの標準報酬月額については、17万円から24万円とする。

平成8年7月から平成9年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年7月1日から平成9年10月1日まで

年金記録を確認したところ、A社での請求期間の標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与支給額より低く記録されている。請求期間当時の給与支給明細書を提出するので、調査の上、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における請求期間の標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたが、平成8年11月7日付けで、同年10月1日の定時決定の記録を取り消し、同年7月1日に遡って17万円に引き下げられ、平成9年10月1日まで継続していることが確認できる。

また、請求者が保管するA社の請求期間及びその前後の期間に係る給与支給明細書によると、請求期間に係る減額処理前の標準報酬月額(24万円)に相当する給与が支給されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、平成8年7月1日時点でA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚のうち、事業主を含む80名の標準報酬月額についても、請求者と同様に同年11月7日付けで同年7月1日に遡って引き下げられていることが確認できる。

加えて、A社の事業主及び請求期間当時の社会保険事務担当者は、「当時の経営状態は悪く、社会保険料を滞納していた。」旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成8年11月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、請求者について同年7月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正であったとは認められない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、24万円に訂正することが必要である。